

令和3年 第4回

士幌町議会定例会議案

令和3年12月3日

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
議案第1号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
議案第2号	債権の放棄について
議案第3号	債権の放棄について
議案第4号	指定管理者の指定について
議案第5号	士幌町の休日を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第6号	士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第7号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第8号	令和3年度士幌町一般会計補正予算（第6号）
議案第9号	令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第10号	令和3年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第11号	令和3年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第12号	令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月3日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

十勝圏複合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合理約を次のとおり変更する。

令和3年12月3日提出

士幌町長 小林 康 雄

十勝圏複合事務組合理約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合理約の一部を次のように改正する。

第3条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「（旧忠類村地域は除く。）」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

十勝圏複合事務組合理約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものである。

議案第 2 号

債権の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 放棄する権利 学校給食費債権
- 2 債権額 944,760円
- 3 債務者 2人

4 債権の概要

調停年度	放棄の理由	債権数	金額（円）
平成 13 年度	所在不明	36	110,000
平成 14 年度	所在不明	36	117,000
平成 15 年度	所在不明	36	123,000
平成 16 年度	所在不明	36	123,000
平成 17 年度	所在不明	36	126,700
平成 18 年度	所在不明	24	90,000
平成 19 年度	所在不明	24	87,700
平成 20 年度	所在不明	12	42,700
平成 22 年度	無資力	2	9,200
平成 23 年度	無資力	24	82,800
平成 24 年度	無資力	16	32,660
合計		282	944,760

5 債権放棄の理由

略称	放棄の理由説明
所在不明	債務者の所在が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。

無 資 力	債務者の資力が無い又は不十分であり、債務を履行する見込みがないと認められ、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
-------	---

説 明

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

債権の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利 水道使用料債権

2 債権額 1, 391, 000 円

3 債務者 26 人

4 債権の概要

調停年度	放棄の理由	債権数	金額（円）
平成 12 年度	所在不明	5	13,860
平成 13 年度	所在不明	12	34,800
平成 14 年度	所在不明	12	34,800
平成 15 年度	所在不明	15	58,490
平成 16 年度	所在不明	47	115,840
	無資力※	9	43,140
	小計	56	158,980
平成 17 年度	所在不明	50	91,340
	無資力	19	121,550
	小計	69	212,890
平成 18 年度	所在不明	32	60,750
	無資力	16	102,030
	小計	48	162,780
平成 19 年度	所在不明	23	47,100
	無資力	16	107,170
	小計	39	154,270

平成 20 年度	本人死亡	7	5,250
	所在不明	34	39,570
	無資力	16	100,040
	小計	57	144,860
平成 21 年度	所在不明	22	18,750
	無資力	14	66,570
	小計	36	85,320
平成 22 年度	所在不明	17	19,530
	無資力	12	58,290
	小計	29	77,820
平成 23 年度	本人死亡	6	4,500
	所在不明	12	9,000
	無資力	1	2,520
	破産	10	24,010
	小計	29	40,030
平成 24 年度	本人死亡	15	15,000
	所在不明	8	6,000
	破産	10	24,180
	小計	33	45,180
平成 25 年度	本人死亡	13	10,500
	破産	11	32,990
	小計	24	43,490
平成 26 年度	本人死亡	12	9,000
	破産	18	65,520
	小計	30	74,520
平成 27 年度	本人死亡	12	9,000
	破産	4	17,220
	小計	16	26,220
平成 28 年度	本人死亡	6	4,500
平成 29 年度	破産	7	5,250
平成 30 年度	破産	5	12,940
合計		528	1,391,000

※平成 16 年度は、一般会計分（雑用水使用料）18,700 円を含む

5 債権放棄の理由

略称	放棄の理由説明
本人死亡	債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
所在不明	債務者の所在が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
無資力	債務者の資力が無い又は不十分であり、債務を履行する見込みがないと認められ、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
破産	破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項に基づく免責決定がなされたことから、回収が不可能な債権を放棄するもの。

説明

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第4号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町学習体験の里
士幌町国産材展示施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌東6条2丁目1番地
株式会社佐藤土建
代表取締役 中 村 将
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

説 明

士幌町学習体験の里（士幌高原ヌプカの里）及び士幌町国産材展示施設（士幌高原ヌプカの里ニイ・ピリカ・チセ）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第24条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第5号

士幌町の休日を定める条例等の一部を改正する条例案

士幌町の休日を定める条例等の一部を改正する条例

(士幌町の休日を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

- (1) 士幌町の休日を定める条例（平成3年条例第2号）第1条第1項第3号
- (2) 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）第5条
- (3) 士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第18条第1項
- (4) 士幌町総合研修センター設置条例（平成27年条例第7号）第9条第2号
- (5) 士幌町公民館設置条例（平成27年条例第6号）第10条第2号
- (6) へき地保育所条例（平成27年条例第31号）第3条第2号
- (7) 士幌町立幼保連携型認定こども園条例（平成27年条例第2号）第8条第1項第2号

(士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「12月31日から1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

- (1) 士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例（平成21年条例第36号）第4条第3号
- (2) 士幌町多目的研修集会施設設置条例（平成18年条例第5号）第7条第1号

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

年末年始に係る町の休日及び関係施設の休館日等を、国及び北海道の定める休日に合わせて変更するため、関係条例を整理するものである。

議案第6号

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の士幌町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産から適用し、出産の日が施行日前である被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

説 明

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布に係る出産育児一時金の支給額の改正により、条例を改正するものである。

議案第7号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割）」に改める。

第5条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）」に改める。

第5条の2の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）」に改め、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1項中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	4,500円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	7,500円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	12,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,725円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,875円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,750円

第23条第3項を削る。

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定に限る。）による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正により、未就学児の国民健康保険税均等割の減額を定めるため、条例を改正するものである。